

官報

号外 昭和五十三年十月二十日

○第八十五回 衆議院会議録 第十号

昭和五十三年十月二十日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和五十三年十月二十日

午後一時開議

第一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
傷病恩給等の改善に関する請願外二百三十三請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外八特別委員会において、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提

昭和五十三年十月二十日 衆議院会議録第十号

出)は、社会労働委員会において閉会中審査するの件(議長発議)
オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(内閣提出)は、文教委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

午後一時十四分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

日程第一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長 川崎寛治君。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大等に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額の引き上げ等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、天災融資法の改正であります。被害農林漁業者に貸し付けられる経営資金の貸付限度額を都府県にあっては百六十万円、北海道にあっては二百八十万円、政令で定める資金の場合には四百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千万円、漁具の購入資金の場合は四千万円に、

また、被害を受けた農業協同組合等に貸し付けられる事業資金の貸付限度額を単位組合二千万円、連合会にあっては四千万円に、いずれも現行の二倍に引き上げたこととあります。

次に、激甚災害法の改正であります。第一点は、激甚災害法が適用される場合における天災融資法の特例措置に関する規定に改め、激甚災害の場合の経営資金の貸付限度額を都府県二百万円、北海道三百二十万円、政令で定める資金の場合には四百八十万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千万円、漁具の購入資金の場合には四千万円、事業資金の貸付限度額につきましては、単位組合四千万円、連合会にあっては六千万円に、それぞれ現行の二倍に引き上げたこととあります。

第二点は、中小企業者等に対する資金の融通に関する規定を改め、激甚災害を受けた中小企業者に対する貸付限度額を八百万円、協同組合及び中小企業等協同組合その他の団体に対する貸付限度額を二千四百万円に、それぞれ現行の二倍に引き上げたこととあります。

第三点は、激甚災害を受けた中小企業者等に対する商工組合中央金庫の貸付金の利率を、現行年六・二%を年六・二%を超えない範囲内において政令で定める利率に改めたこととあります。

なお、本法律の施行は公布の日からとされており、昭和五十三年六月一日以後に生じた天災及び災害から遡及して適用することとしたしております。

本案は、去る十二日参議院より送付、本委員会に付託され、昨十九日提出者参議院災害対策特別委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年十月二十日 衆議院會議録第十号

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有效期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

二二六

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付、千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有效期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有效期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(保利茂君) 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有效期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長報告を求めます。外務委員長永田亮一君。

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有效期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました國際小麦協定の第四次延長議定書につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本議定書は、本年三月ジュネーブで開催された關係国政府間會議において採択されたものでありまして、本年六月三十日まで有効期間が延長されていた一九七一年の國際小麦協定の有効期間をさらに一年間延長するものであります。

なお、食糧援助規約の有效期間の第四次延長議定書に基づき食糧援助は、わが国としては、米または農業物資で行う方針でありますので、同議定書にその旨の留保を付しております。

本件は、十月十二日参議院から送付されたものでありまして、本二十日園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、すでに委員会の審査を終了した傷病恩給等の改善に関する請願外二百三十三請願を一括議題とし、その審議を進められんことを望みます。

〔請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

傷病恩給等の改善に関する請願外二百三十三請願

○議長(保利茂君) 傷病恩給等の改善に関する請願外二百三十三請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○議長(保利茂君) 各請願は委員長の報告を省略して採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外八特別委員会から、閉会中審査したいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、社会労働委員会の申し出に係る健康保険法等の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

定いたしました。

次に、法務委員会の申し出に係る刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案、科学技術振興対策特別委員会の申し出に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、運輸委員会の申し出に係る道路運送車両法等の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、ただいま閉会中審査するに決定いたしました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

社会労働委員長提出、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、社会労働委員会において閉会中審査することといたします。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣提出、オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案は、文教委員会にお

て閉会中審査することといたしたいと存じます。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

○議長(保利茂君) この際、暫時休憩いたします。
午後二時二十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席国務大臣

外務大臣 園田 直君
国務大臣 櫻内 義雄君

請願

(内閣委員会)

- 一 傷病恩給等の改善に関する請願(藤本孝雄君紹介)(第一八九号)
- 二 恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(川本敏美君紹介)(第二四八号)
- 三 同(新盛辰雄君紹介)(第二四九号)
- 四 恩給及び共済年金受給者の処遇改善に関する請願外一件(新盛辰雄君紹介)(第二五〇号)
- 五 恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(山崎武三郎君紹介)(第七一〇号)
- 六 傷病恩給等の改善に関する請願(堀之内久男君紹介)(第七七六号)
- 七 同(森喜朗君紹介)(第七七七号)
- 八 同(加藤常太郎君紹介)(第二一〇三〇号)
- 九 同外一件(羽生田進君紹介)(第二一〇九号)

八号)

- 一〇 青少年健全育成に関する請願(登坂重次郎君紹介)(第一五一二号)
- 一一 恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(川崎寛治君紹介)(第一五一三三三)
- 一二 傷病恩給等の改善に関する請願(三原朝雄君紹介)(第二八二二二二)
- 一三 領土の保全に関する請願(受田新吉君紹介)(第三一六一六)
- 一四 同(工藤晃君(共)紹介)(第三一六二二二)
- (地方行政委員会)
- 一 地方超過負担の解消に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第九五三三)
- 二 農地に対する固定資産税の課税に関する請願(登坂重次郎君紹介)(第一五一七号)
- 三 高校用地取得のための起債許可等に関する請願(小川省吾君紹介)(第一八二七号)
- 四 同(小川新一郎君紹介)(第一八二八八)
- 五 同(工藤晃君(共)紹介)(第一八二九二)
- 六 同(鈴木康雄君紹介)(第一八三三〇)
- 七 同(高沢寅男君紹介)(第一八三一三)
- 八 同(松本忠助君紹介)(第一八三三二)
- 九 同(山花貞夫君紹介)(第一八三三三)
- 一〇 同(山本政弘君紹介)(第一八三四四)
- 一一 同(有島重武君紹介)(第二一六六)
- 一二 同(中井治君紹介)(第二一七七)
- 一三 同(長谷雄幸久君紹介)(第二一八八)
- 一四 同(不破哲三君紹介)(第二一九九)
- 一五 同(山本佛二郎君紹介)(第二二二〇)
- 一六 同(佐藤敬治君紹介)(第二四八六)
- 一七 同(渡沢利久君紹介)(第二四八七)
- 一八 同(長谷川正三君紹介)(第二四八八)
- 一九 同(小林政子君紹介)(第二八五三三)
- 二〇 同(高村坂彦君紹介)(第二八五四四)
- 二一 同(中川嘉美君紹介)(第二八五五五)

二二

- 二三 同(中村弘海君紹介)(第二八五六六)
- 二四 同(松本善明君紹介)(第二八五七七)
- 二五 同(三谷秀治君紹介)(第二八五八八)
- 二六 同(与謝野馨君紹介)(第二八五九九)
- 二七 同(和田一郎君紹介)(第二八六〇〇)
- 二八 同(伊藤公介君紹介)(第二八六一一)
- 二九 同(金子みつ君紹介)(第二八六二二)
- 三〇 同(川合武君紹介)(第二八六三三)
- 三〇 同(水田稔君紹介)(第二八六四四)
- (大蔵委員会)
- 一 貸金業に係る規制措置強化に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第九六六六)
- 二 貸金業の規制強化に関する請願(登坂重次郎君紹介)(第一五四八八)
- (文教委員会)
- 一 希望するすべての子供の高校教育保障に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第一九二四四)
- 二 同(高沢寅男君紹介)(第一九二五五)
- 三 同(麻生良方君紹介)(第二二六〇〇)
- 四 同外一件(有島重武君紹介)(第二二六一)
- 五 同(池田克也君紹介)(第二二六二二)
- 六 同(大久保直彦君紹介)(第二二六三三)
- 七 同(大柴滋夫君紹介)(第二二六四四)
- 八 同(曾根益君紹介)(第二二六五五)
- 九 同(竹内義勝君紹介)(第二二六六六)
- 一〇 同(伏屋修治君紹介)(第二二六七七)
- 一一 同(和田耕作君紹介)(第二二六八八)
- 一二 同(大内啓伍君紹介)(第二二六八九)
- 一三 同(中野寛成君紹介)(第二二六九〇)
- 一四 同(長谷川正三君紹介)(第二二六九一)
- 一五 同(石川要三君紹介)(第二二六九二)
- 一六 同(石橋一弥君紹介)(第二二六九三)
- 一七 同(越智通雄君紹介)(第二二六九四)
- 一八 同(大野深君紹介)(第二二六九五)
- 一九 同(稻谷茂君紹介)(第二二六九六)
- 二〇 同(唐沢俊二郎君紹介)(第二二六九七)

二二

- 二三 同(小林政子君紹介)(第二二六九五)
- 二四 同(佐野進君紹介)(第二二六七六)
- 二五 同(西岡武夫君紹介)(第二二六七七)
- 二六 同(濱野清君紹介)(第二二六七八)
- 二七 同(福田篤泰君紹介)(第二二六七九)
- 二八 同(藤波孝生君紹介)(第二二七八〇)
- 二九 同(山田久就君紹介)(第二二七八一)
- 三〇 同(山原健二郎君紹介)(第二二七八二)
- 三〇 同(鍛冶清君紹介)(第二二七八三)
- 三〇 同(山原健二郎君紹介)(第二二七八四)
- 三一 同(依田実君紹介)(第二二七八五)
- 三二 同(和田耕作君紹介)(第二二七八六)
- (社会労働委員会)
- 一 国立腎センター設立に関する請願(小此木彦三郎君紹介)(第四四七七)
- 二 同(大村襄治君紹介)(第四四七八)
- 三 同(染谷誠君紹介)(第四四七九)
- 四 同(中川秀直君紹介)(第四四八〇)
- 五 同(藤波孝生君紹介)(第四四八一)
- 六 同(奥田敬和君紹介)(第四四八二)
- 七 同(河上民雄君紹介)(第四四八三)
- 八 同(新村勝雄君紹介)(第四四八四)
- 九 同(吉浦忠治君紹介)(第四四八五)
- 一〇 同(渡部一郎君紹介)(第四四八六)
- 一一 同(谷川寛三君紹介)(第四四八七)
- 一二 同(中井治君紹介)(第四四八八)
- 一三 同(中村直君紹介)(第四四八九)
- 一四 同(林大幹君紹介)(第四四九〇)
- 一五 同(河野洋平君紹介)(第四四九一)
- 一六 同(鳥居一雄君紹介)(第四四九二)
- 一七 同(古川雅司君紹介)(第四四九三)
- 一八 差額ベッド料及び付添看護料の軽減に関する請願(有島重武君紹介)(第三三五五五)
- 一九 同(池田克也君紹介)(第三三五五六)
- 二〇 同(市川雄一君紹介)(第三三五五七)
- 二一 同(大橋敏雄君紹介)(第三三五五八)

二一八

二二	同(草川昭三君紹介)(第三三九号)	五三	重度心身障害児(者)の援護充実に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一〇一九号)	七八	同(清水勇君紹介)(第二五三七号)	一一	同(小坂善太郎君紹介)(第二五五六号)
二三	同(草野威君紹介)(第二四〇号)	五四	視覚障害者の雇用促進に關する請願(川本敏美君紹介)(第一〇九〇号)	七九	同(清水勇君紹介)(第二五三八号)	一二	同(清水勇君紹介)(第二五五七号)
二四	同(古寺宏君紹介)(第二四一号)	五五	国立腎セクター設立に關する請願(志賀節君紹介)(第一一一六号)	八〇	同(中村茂君紹介)(第二五三九号)	一三	同(中島衛君紹介)(第二五五八号)
二五	同(鈴切康雄君紹介)(第二四二号)	五六	同(岩垂壽喜男君紹介)(第一三〇四号)	八一	同(羽田孜君紹介)(第二五四〇号)	一四	同(中村茂君紹介)(第二五五九号)
二六	同(中川嘉美君紹介)(第二四三三三)	五七	同(沢田広君紹介)(第一三〇五号)	八二	同(原茂君紹介)(第二五四一四一)	一五	同(羽田孜君紹介)(第二五六〇号)
二七	同(平石磨作太郎君紹介)(第二四四四)	五八	同(湯山勇君紹介)(第一三〇六号)	八三	同(向山一人君紹介)(第二五四二二)	一六	同(原茂君紹介)(第二五六一四一)
二八	同(伏木和雄君紹介)(第二四五五五)	五九	百歳長寿者に特別手当支給に關する請願(住榮作君紹介)(第一二七八号)	八四	児童福祉法に基づく学童保育の制度化に關する請願(津川武一君紹介)(第二七二三号)	一七	同(向山一人君紹介)(第二五六二二)
二九	同(大久保直彦君紹介)(第三一五五五)	六〇	同(竹内繁一君紹介)(第一五〇一四一)	八五	心身障害者の雇用促進に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二八〇五五)	一八	造林資金に係る補助及び融資制度の改善に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二五六三三)
三〇	同(大野潔君紹介)(第三一六六六)	六一	同(和田耕作君紹介)(第一五〇二二)	八六	医療ソーシャルワーカーの資格制度化に關する請願(大橋敏雄君紹介)(第三一一二二)	一九	同(小川平二君紹介)(第二五六四四)
三一	同(長田武士君紹介)(第三一七七七)	六二	老齢者医療保障制度の改革に關する請願(安田純治君紹介)(第一六〇二二)	八七	同(金子みつ君紹介)(第三一一三三)	二〇	同(唐沢俊二郎君紹介)(第二五六五五)
三二	国立腎セクター設立に關する請願(井上泉君紹介)(第五六六六)	六三	百歳長寿者に特別手当支給に關する請願(浦井洋君紹介)(第一六二三三)	八八	慢性腎炎及びネフローゼ症候群対策に關する請願(増田甲子七君紹介)(第三一六七七)	二一	同(小坂善太郎君紹介)(第二五六六六)
三三	同(石橋一弥君紹介)(第五六七七七)	六四	同(田中美智子君紹介)(第一六二四四)		(農林水産委員会)	二二	同(清水勇君紹介)(第二五六七七)
三四	同(浦井洋君紹介)(第五六八八八)	六五	同(越智伊平君紹介)(第一九三六六)	一	水産庁に釣り人課新設に關する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第一八七七)	二三	同(中島衛君紹介)(第二五六八八)
三五	同(木原実君紹介)(第五六九九九)	六六	同(大橋敏雄君紹介)(第一九三七七)	二	二十トン未満サンマ漁業の実施に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一〇二〇二)	二四	同(中村茂君紹介)(第二五六九九)
三六	同(北山愛郎君紹介)(第五七〇〇〇)	六七	同(村山富市君紹介)(第一九二二二)	三	資源管理型漁業の推進に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一〇二二二)	二五	同(羽田孜君紹介)(第二五七〇〇)
三七	同(沢田広君紹介)(第五七一一一)	六八	医療ソーシャルワーカーの資格制度化に關する請願(村山富市君紹介)(第二〇六一一)	四	米の消費拡大に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一〇二三三)	二六	同(原茂君紹介)(第二五七一四一)
三八	同(柴田睦夫君紹介)(第五七二二二)	六九	同(住榮作君紹介)(第二一七八八)	五	畑作物共済制度の拡充強化に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一〇二四四)	二七	同(向山一人君紹介)(第二五七二二)
三九	同(砂田重民君紹介)(第五七三三三)	七〇	同外一件(竹内繁一君紹介)(第二一九九)	六	開拓地整備事業の継続実施に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一〇二五五)	二八	農業基本政策の確立等に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二五七三三)
四〇	同(千葉千代世君紹介)(第五七四四四)	七一	同(相沢英之君紹介)(第二七〇五五)	七	森林行政の確立に關する請願(安田純治君紹介)(第一六〇八八)	二九	同(小川平二君紹介)(第二五七四四)
四一	同(福岡義登君紹介)(第五七五五五)	七二	同(工藤晃君(共)外一名紹介)(第二七〇六六)	八	養鶏経営の安定に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二五五三三)	三〇	同(唐沢俊二郎君紹介)(第二五七五五)
四二	同(正森成二君紹介)(第五七六六六)	七三	同(和田耕作君紹介)(第二七〇七七)	九	同(小川平二君紹介)(第二五五四四)	三一	同(小坂善太郎君紹介)(第二五七六六)
四三	同(稻村佐近四郎君紹介)(第六八二二)	七四	慢性腎炎及びネフローゼ症候群対策に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二五三三三)	一〇	同(唐沢俊二郎君紹介)(第二五五五五)	三二	同(清水勇君紹介)(第二五七七七)
四四	同(小川国彦君紹介)(第六八三三)	七五	同(小川平二君紹介)(第二五三四四)			三三	同(中島衛君紹介)(第二五七八八)
四五	同(沢田広君紹介)(第六八四四)	七六	同(唐沢俊二郎君紹介)(第二五三五五)			三四	同(中村茂君紹介)(第二五七九九)
四六	同(矢野純也君紹介)(第七四〇〇)	七七	同(小坂善太郎君紹介)(第二五三六六)			三五	同(羽田孜君紹介)(第二五八〇〇)
四七	難病対策の充実に關する請願(菅波茂君紹介)(第七三五五)					三六	同(原茂君紹介)(第二五八一四一)
四八	旧満洲開拓団・青少年義勇隊犠牲者の遺骨収集等に關する請願(住榮作君紹介)(第七三六六)					三七	同(向山一人君紹介)(第二五八二二)
四九	同(瓦力君紹介)(第九九一二三)					三八	岩手県田山、新町両管林署の統廃合問題に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二七八一四一)
五〇	国立腎セクター設立に關する請願(坂本三十次君紹介)(第一〇〇六六)					三九	広域農業開発事業の実施に伴う地方財政負担の軽減に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二八〇〇〇)
五一	同(友納武人君紹介)(第一〇九五五)					四〇	沿岸漁業改善資金制度の創設に關する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二八〇〇六)
五二	旧満洲開拓団・青少年義勇隊犠牲者の遺骨収集等に關する請願(平泉涉君紹介)(第一〇一五五)						

号)

四一 水田利用再編対策に係る果樹等永年性作物の奨励補助金交付期間延長に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二八〇七号)

四二 養鶏経営の安定に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三一六九号)

四三 造林資金に係る補助及び融資制度の改善に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三一七〇号)

四四 農業基本政策の確立等に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三一七一号)

(商工委員会)

一 水素エネルギーの実用化促進に関する請願(福田篤泰君紹介)(第二四六号)

二 同(中馬弘毅君紹介)(第四二三号)

三 同(受田新吉君紹介)(第六二三号)

四 同(岡本富夫君紹介)(第六二四号)

五 同(工藤晃君共)紹介(第六二五号)

六 同(西宮弘君紹介)(第六二六号)

七 同(山崎拓君紹介)(第七〇七号)

八 同(中川嘉美君紹介)(第二二二二号)

九 宝石類の品質表示に関する請願(橋口隆君紹介)(第二〇八七号)

一〇 水素エネルギーの実用化促進に関する請願(橋口隆君紹介)(第二〇八八号)

(運輸委員会)

一 東京都港湾施設の整備強化等に関する請願(鯨岡兵輔君紹介)(第一六二三号)

(建設委員会)

一 住宅・宅地政策に関する請願(菅波茂君紹介)(第七七三三号)

二 圃場整備関連河川事業の促進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二六三〇号)

三 同(小川平二君紹介)(第二六三二一号)

四 同(唐沢俊二郎君紹介)(第二六三三二号)

五 同(小坂善太郎君紹介)(第二六三三三三号)

昭和五十三年十月二十日 衆議院会議録第十号

請願 各委員会閉会中審査申出案件

六 同(清水勇君紹介)(第二六三四号)

七 同(中島節君紹介)(第二六三五号)

八 同(中村茂君紹介)(第二六三六号)

九 同(羽田政君紹介)(第二六三七七号)

一〇 同(原茂君紹介)(第二六三八八号)

一一 同(向山一人君紹介)(第二六三九号)

一二 同(増田甲子七君紹介)(第三一七七号)

(物価問題等に関する特別委員会)

一 輸入農産物・石油製品等の円高差益還元に関する請願(安田純治君紹介)(第一四〇九号)

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、国の防衛に関する件

四、公務員の制度及び給与に関する件

五、榮典に関する件

地方行政委員会

一、人口急増地域対策等特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、第八十四回国会衆法第二二二号)

二、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十四回国会衆法第三二二号)

三、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十四回国会衆法第四四四号)

四、地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案(細谷治嘉君外六名提出、第八十四回国会衆法第四四四号)

五、地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出、第八十四回国会衆法第一六六号)

六、地方自治に関する件

七、地方財政に関する件

八、警察に関する件

九、消防に関する件

法務委員会

一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十四回国会衆法第七六号)

二、刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出、第八十四回国会衆法第五三三号)

三、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十四回国会衆法第四〇号)

四、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十四回国会衆法第四一五号)

五、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十四回国会衆法第二二二号)

六、裁判所の司法行政に関する件

七、法務行政及び檢察行政に関する件

八、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件(第八十四回国会衆法第一六六号)

二、市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件(第八十四回国会衆法第一七七号)

三、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、法人税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十四回国会衆法第一五五号)

二、土地増価税法(村山喜一君外九名提出、第八十四回国会衆法第一五五号)

三、銀行法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十四回国会衆法第四三三号)

四、貸金業法案(坂口力君外三名提出、第八十四回国会衆法第四九四号)

五、租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第五五五号)

六、所得税法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第一八八号)

七、国税通則法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第一九九号)

八、国の会計に関する件

九、税制に関する件

一〇、関税に関する件

一一、金融に関する件

一二、証券取引に関する件

一三、外国為替に関する件

一四、国有財産に関する件

一五、専売事業に関する件

一六、印刷事業に関する件

一七、造幣事業に関する件

文教委員会

一、文行政の基本施策に関する件

二、学校教育に関する件

三、社会教育に関する件

四、体育に関する件

五、学術研究及び宗教に関する件

六、国際文化交流に関する件

七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十四回国会衆法第八一五号)

二、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十四回国会衆法第四七五号)

三、労働基準法の一部を改正する法律案(村山富市君外九名提出、第八十四回国会衆

11110

入、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計

に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、第八十四回国会開法第四二

号)

二、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制

に関する法律案(土井たか子君外四名提出、第八十四回国会開法第三四号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制

に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第八十四回国会開法第三九号)

三、水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二

名提出、衆法第一号)

四、公害対策並びに環境保全に関する件

物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する件

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する件

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、今二十日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 塩崎 潤君(理事塩崎潤君去る十六

日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宇野 亨君

佐藤 隆君

佐藤 隆君

宇野 亨君

法務委員

辞任

補欠

加地 和君

山口 敏夫君

外務委員

辞任

補欠

寺前 巖君

東中 光雄君

寺前 巖君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤 隆君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

西銘 順治君

法務委員

辞任

補欠

三池 信君

荒木 宏君

荒木 宏君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

三池 信君

昭和五十三年十月二十日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長の報告

三三三

齊藤滋与史君	羽田 孜君
友納 武人君	塚原 俊平君
北川 石松君	井上 裕君
谷 洋一君	川田 正則君
塚原 俊平君	友納 武人君
羽田 孜君	齊藤滋与史君
農林水産委員	補欠
加藤 紘一君	齊藤滋与史君
國場 幸昌君	友納 武人君
堀之内久男君	田村 元君
齊藤滋与史君	加藤 紘一君
田村 元君	堀之内久男君
友納 武人君	國場 幸昌君
商工委員	補欠
西中 清君	藪仲 義彦君
藪仲 義彦君	西中 清君
通信委員	補欠
藤原ひろ子君	松本 善明君
松本 善明君	藤原ひろ子君
建設委員	補欠
中川 秀直君	伊藤 公介君
伊藤 公介君	中川 秀直君

予算委員	補欠
田村 元君	堀崎 潤君
不破 哲三君	安藤 巖君
松本 善明君	藤原ひろ子君
堀崎 潤君	田村 元君
安藤 巖君	不破 哲三君
藤原ひろ子君	松本 善明君
決算委員	補欠
津島 雄二君	原 健三郎君
春田 重昭君	西中 清君
安藤 巖君	不破 哲三君
原 健三郎君	津島 雄二君
西中 清君	春田 重昭君
不破 哲三君	安藤 巖君
懲罰委員	補欠
大柴 滋夫君	阿部 昭吾君
阿部 昭吾君	大柴 滋夫君
(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
災害対策特別委員	補欠
伊賀 定盛君	新盛 辰雄君
新盛 辰雄君	伊賀 定盛君

公害対策並びに環境保全特別委員	補欠
藤本 孝雄君	北川 石松君
竹内 勝彦君	瀬野栄次郎君
北川 石松君	藤本 孝雄君
瀬野栄次郎君	竹内 勝彦君
一、今二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
公害対策並びに環境保全特別委員	補欠
藤本 孝雄君	北川 石松君
岩垂寿喜男君	井上 泉君
馬場 昇君	伊賀 定盛君
北川 石松君	藤本 孝雄君
井上 泉君	岩垂寿喜男君
伊賀 定盛君	馬場 昇君
(議案提出)	
一、今二十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。	
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)	
(議案受領)	
一、今二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。	
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案	
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案	

(議案付託)	
一、今二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。	
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(安武洋子君外四名提出、参法第二号)(予)	
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(安武洋子君外四名提出、参法第三号)(予)	
以上二件 商工委員会 付託	
(議案送付)	
一、昨十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。	
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案	
一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
特定不況地域中小企業対策臨時措置法案	
一、今二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)	
(議案撤回)	
一、今二十日、議員からの申し出により、次の議案は委員会において撤回を許可した。	
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(橋本龍太郎君外二名提出、第八十四回国会衆法第三三三号)	
(質問書提出)	
一、今二十日、議員から提出した質問主意書は次	

のとおりである。

国有鉄道新線(気仙沼線本吉(柳津間)開通に伴う既存地域民営バス事業への影響救済に関する質問主意書(太田一夫君提出)

第二版和国道の南進延長に関する質問主意書(荒木宏君提出)

公立学校の施設整備補助金(水泳プール補助)の改善に関する質問主意書(荒木宏君提出)

政府系中小企業向け金融機関等の既貸付金利の引下げに関する質問主意書(荒木宏君提出)

公有地の使用と地方行政に関する再質問主意書(竹内猛君提出)

大綱シャリーング株式会社の労使紛争に関する質問主意書(上田卓三君提出)

南海電鉄の運賃値上げに係る泉北高速鉄道との運賃併算制度等に関する質問主意書(荒木宏君提出)

雇用促進事業団経営に係る移転就職者の宿舍(雇用促進住宅)の賃料等に関する質問主意書(荒木宏君提出)

(答弁通知書受領)

一、今二十日、内閣から、衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団による石油パイプライン事業法附帯決議無視の疑いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、今二十日、内閣から、衆議院議員斎藤実君提出千歳空港の国際化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十一月八日までを要する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、今二十日、内閣から、衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の航空機給油施設の設置場所の選定理由及び地域住民の意思尊重の必要性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

昭和五十三年十月十二日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「八十万円」を「二百六十万円」に、「四百四十万円」を「二百八十万円」に、「二百四十万円」を「四百四十万円」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同条第八項中「千円」を「二千万円」に、「二千万円」を「四千万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「八十万円」を「二百六十万円」に、「四百四十万円」を「二百八十万円」に、「二十万円」を「四十万円」に、「千円」を「二千万円」に、「二百四十万円」を「四百四十万円」に改め、同条第二項中「千円」を「二千万円」に、「二千万円」を「四千万円」に、「三千万円」を「六千万円」に改める。

第十五条第一項中「四百万円」を「八百万円」に、「千二百万円」を「二千四百万円」に、「六・二

パーセントの利率」を「六・二パーセントを超えない範囲内において政令で定める利率」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条及び第十五条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大等に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額の引上げ等をしようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正

(1) 被害農林漁業者等に対する経営資金については、現行の貸付限度額八十万円(北海

昭和五十三年十月二十日 衆議院會議録第十号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二四

道百四十万円)を百六十万円(北海道二百八十万円)に、政令指定資金現行二百万円を四百万円に、政令で定める法人に対する貸付資金現行千万円を二千万円に、漁具の購入資金として貸し付けられる場合の現行二千万円を四千万円に、それぞれ引き上げる。

(2) 被害組合に対する事業資金については、現行の貸付限度額千万円(連合会二千万円)を二千万円(連合会四千万円)に引き上げる。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

(1) 激甚災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金については、現行の貸付限度額百万円(北海道百六十万円)を二百万円(北海道三百二十万円)に、政令指定資金現行二百四十万円を四百八十万円に、政令で定める法人に対する貸付資金現行千万円を二千万円に、漁具の購入資金として貸し付けられる場合の現行二千万円を四千万円に、被害組合に対する事業資金については、現行の貸付限度額二千万円(連合会三千万円)を四千万円(連合会六千万円)に、それぞれ引き上げる。

(2) 激甚災害を受けた中小企業者に対する貸付金については、現行の貸付限度額四百万円を八百万円に、協業組合又は団体に対する

る貸付金にあつては一団体につき現行の貸付限度額千二百万円を二千四百万円に、それぞれ引き上げるとともに、商工組合中央金庫の貸付金の現行利率年六・二パーセントを年六・二パーセントを超えない範囲内において政令で定める利率に改める。

3 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

二 議案の可決理由

本案は、被害農林漁業者及び被害中小企業者等の資金需要の増大等の実情にかんがみ、農林漁業及び中小企業経営の安定を図るうに妥当なものと認め、全会一致をもつて、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十四年度において約一億二千六百万円の見込みである。右報告する。

昭和五十三年十月十九日

災害対策特別委員長 川崎 寛治

衆議院議長 保利 茂殿

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年十月十二日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書を、同議定書中の食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書に別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔別紙〕

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書中の食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書第三條の規定に関する日本国政府の留保

日本国政府は、米(非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除く)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の

形態で援助を供与することによりこの議定書の第三條の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書

前文

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書を作成する会議は、

千九百四十九年の國際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年、千九百七十一、千九百七十四年、千九百七十五年及び千九百七十六年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、

千九百七十六年に議定書により共に有効期間が再延長された千九百七十二年の小麦貿易規約及び千九百七十一年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七十一年の國際小麦協定が千九百七十八年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書及び千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の第四次

延長に関する千九百七十八年の議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書

この議定書の締結国政府は、

千九百七十六年に議定書により有効期間が再延長された千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約(以下「規約」という。)が千九百七十八年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百七十九年六月三十日まで、この議定書の締結国の間で引き続き効力を有する。ただし、千九百七十九年六月三十日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日まで限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百七十八年七月一日以後適用されない。

- (a) 第十九条(4)
- (b) 第二十二條から第二十六條まで
- (c) 第二十七條(1)
- (d) 第二十九條から第三十一條まで

第三条 定義

この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体(以下「共同体」という。)を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第四条 会計

第七条(1)(b)の規定に基づいてこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び当該収獲年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収獲年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百七十八年四月二十六日から五月十七日まで、ワシントンにおいて、千九百七十六年の議定書により有効期間が再延長された規約の締結国政府及び千九百七十八年三月二十三日において千九百七十六年の議定書により有効期間が再延長された規約の締結国であるものと暫定的にみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政

府による署名のために、開放しておく。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名政府により、それぞれ自国の憲法上又は制度上の手続に従って批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十八年六月二十三日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、次の加入のために開放しておく。
(a) 千九百七十八年六月二十三日までに、規約の付表A又は付表Bに同日現在で掲げられている加盟国の政府が行う加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。
(b) 千九百七十八年六月二十三日後に、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府が行う加入。ただし、加盟輸出国が投ずる票の三分の二以上及び加盟輸入国が投ずる票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に従うものでなければならぬ。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託

することによつて行う。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は付表Bに掲げる加盟国というときは、理事会が定める条件でその政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定に従つてその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、第六条から前条までの規定に従い批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を千九百七十八年六月二十三日までに寄託した政府の間で、次の日に効力を生ずる。

(a) 規約の第三条から第九条まで及び第二十一条の規定以外のすべての規定については、千九百七十八年六月二十四日

(b) 規約第三条から第九条まで及び第二十一条の規定については、千九百七十八年七月一日もつとも、千九百七十八年六月二十三日まで

昭和五十三年十月二十日 衆議院會議録第十号

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二六

に、付表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府（同日において規約の締約国であつたとしたならばそのような票を有することとなる政府を含む。）が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。

(2) この議定書は、この議定書の関係規定に従い千九百七十八年六月二十三日後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。ただし、そのような政府については、この議定書のいずれの部分も、(1)又は(3)の規定により他の政府について効力を生ずるまでは、効力を生じない。

(3) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定す

ることができ。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用、これへの加入、規約第二十七条の規定に従つて受領した通告並びに規約第二十八条の規定に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通告する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、國際連合憲章第百二条の規定に基づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、國際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の國際小麦協定の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十六年に議定書により有効期間が再延長された千九百七十一年の國際小麦協定中の千九百七十一年の食糧援助規約（以下「規約」という。）が千九百七十八年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百七十九年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、千九百七十九年六月三十日前に食糧援助を対象とする

新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約第二条(1)から(3)まで、第三条(1)及び第六条から第十四条までの規定は、千九百七十八年七月一日以後適用されない。

第三条 國際食糧援助

(1) この議定書の締約国は、開発途上にある国に対する食糧援助として、人間の消費に適する小麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする産品であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間最小限度量として、提出することを合意する。

(2) この議定書の各締約国の年間最小輸出量は、次のとおり定める。

アルゼンティン	二二、〇〇〇
オーストラリア	二二五、〇〇〇
カナダ	四九五、〇〇〇
欧州経済共同体	一、二八七、〇〇〇
フィンランド	一四、〇〇〇
日本国	二二五、〇〇〇

スウェーデン

三五、〇〇〇

スイス

三二、〇〇〇

アメリカ合衆国

一、八九〇、〇〇〇

(3) この議定書の実施上、第五条(2)の規定に従つてこの議定書に署名し又は第七条(2)及び(3)の規定に従つてこの議定書に加入した国は、第五条又は第七条の關係規定に従つて定められる当該国の最小提出量とともに(2)に掲げられているものとみなす。

第四条 食糧援助委員会

前条(2)に掲げる国及びこの議定国の締約国となるその他の国で構成する食糧援助委員会を設立する。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第五条 署名

(1) この議定書は、千九百七十八年四月二十六日から五月十七日まで、ワシントンにおいて、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、フィリピン、日本国、スウェーデン、スイス及びアメリカ合衆国の政府並びに欧州経済共同体及びその構成国による署名のために開放しておく。ただし、その署名は、この議定書及び千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次

延長に関する千九百七十八年の議定書の双方への署名を条件とする。

(2) この議定書は、また、千九百六十七年の食糧援助規約の締約国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放しておく。ただし、当該国の提出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名国により、自国の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書をも批准し、受諾し、承認し又は締結することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十八年六月二十三日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、第五条に規定する国による加

入のために開放しておく。ただし、その加入は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書への加入を条件とするものとし、かつ、第五条(2)に規定する国については、その提出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。この(1)の規定に基づき加入書は、千九百七十八年六月二十三日までに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府が、同委員会の適当と認める条件により、提出国としてこの議定書に加入することを承認することができる。ただし、その政府が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締約国となつていない場合には、同時に同議定書に加入することを条件とする。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行ふ。

第八条 暫定的適用

第五条に規定する国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の国で加入の申請が承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。ただし、その国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締約国となつておらず、かつ、同議定書の暫定的適用宣言の寄託もしていない場合には、同議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。暫定的適用宣言を寄託する国は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締約国とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託した国の間で、次の日に効力を生ずる。

(2) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定以外のすべての規定については、千九百七十

昭和五十三年十月二十日 衆議院会議録第十号

八年六月二十四日

(b) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定については、千九百七十八年七月一日

もつとも、第五条(1)に掲げるすべての国が、千九百七十八年六月二十三日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書が効力を生じていることを条件とする。この議定書は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する他の国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかった場合には、千九百七十八年六月二十四日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書が効力を生じていることを条件として、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国の間で効力を生ずることを合

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めの件及び同報告書

意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基づき登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国及び各加入国に対し、その認証謄本を送付する。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本議定書は、本年三月ジュネーブで開催された関係国政府間会議において採択されたものである。

千九百七十一年の国際小麦協定は、一九七四年六月末で失効することとなつていたが、延長議定書、再延長議定書及び第三次延長議定書により本年六月末まで有効期間が合計四年間延長された。本議定書は、同協定の有効期間を一九七九年六月三十日まで更に一年間延長することを定めたものである。

我が国は、一九七八年五月十六日に署名したが、その際、我が国としては、食糧援助規

約の有効期間の第四次延長に関する議定書に基づく食糧援助を米又は農産物資で行う方針であるので、同議定書にその旨の留保を付した。

また、本議定書は、各署名国政府により、それぞれ自国の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され、又は締結されるものとし、その批准書、受諾書、承認書又は締結書は一九七八年六月二十三日までにアメリカ合衆国政府に寄託することになつてい

しかし、国内手続上寄託の措置が期限までにできない署名国政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託すれば暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされることになつてい

よつて政府は、本議定書を同議定書の食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する議定書第三条の規定に留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

我が国が、この議定書を締結することは、小

麦貿易に関する国際協力の促進が期待され、かつ、開発途上国の食糧問題の解決に貢献することになり、我が国にとつて有益であることにかんがみ、妥当な措置であると認められる。

また、開発途上国に対する食糧援助については、米又は農産物資で行うという我が国の立場から、食糧援助規約第三条の規定を留保することとは妥当な措置であると認められる。

よつて本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和五十三年度一般会計予算外務省所管に国際小麦理事会分担金として二千四百六十八万五千円及び大蔵省所管食糧増産等援助費の中に食糧援助規約に基づく食糧援助費として四十三億六千三百二十五万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十三年十月二十日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

新東京国際空港公団の燃料輸送パイプラインに

ついでに諸問題に関する質問主意書（木原実

君提出）及び答弁書

レッカー車に関する質問主意書（橋崎弥之助君

提出）及び答弁書

石油パイプライン事業法に基づく諸規則の運用

の実態に関する質問主意書（木原実君提出）及

び答弁書

新東京国際空港公団による石油パイプライン事

業法附帯決議無視の疑いに関する質問主意書

（木原実君提出）及び答弁書

千歳空港の国際化に関する質問主意書（斎藤実

君提出）及び答弁書

新東京国際空港公団の航空機給油施設の設置場

所の選定理由及び地域住民の意思尊重の必要

性に関する質問主意書（木原実君提出）及び答

弁書

国有鉄道新線（気仙沼線本吉～柳津間）開通に伴

う既存地域民営バス事業への影響救済に関す

る質問主意書（太田一夫君提出）及び答弁書

第二阪和国道の南進延長に関する質問主意書

（荒木宏君提出）及び答弁書

公立学校の施設整備費補助金（水泳プール補助）

の改善に関する質問主意書（荒木宏君提出）及

び答弁書

政府系中小企業向け金融機関等の既貸付金利

の引下げに関する質問主意書（荒木宏君提出）

及び答弁書

公有地の使用と地方行政に関する再質問主意書

（竹内猛君提出）及び答弁書

大綱シャリーング株式会社の労使紛争に関する

質問主意書（上田卓三君提出）及び答弁書

南海電鉄の運賃値上げに係る泉北高速鉄道との

運賃併算制度等に関する質問主意書（荒木宏

君提出）及び答弁書

雇用促進事業団経営に係る移転就職者の宿舍

（雇用促進住宅）の賃料等に関する質問主意書

（荒木宏君提出）及び答弁書

〔追録末尾に掲載〕

昭和五十三年十月二十日 衆議院會議録第十号

二三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(外代)
F107